



つくば市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年5月1日

つくば市議会議長 塩田



- 1 日時 平成27年5月8日（金） 午前10時
- 2 場所 つくば市議会議場（つくば市役所6階）
- 3 事件名 議案第56号（仮称）つくば市総合運動公園基本計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について
- 4 人数 条例制定請求代表者3人以内
- 5 意見を述べる時間 1人につき10分以内
- 6 傍聴 一般傍聴席は61席（別に車いす用スペース4台分）
先着順により傍聴券を交付します。